

平成31年第3回湧別町教育委員会定例会議案

日 時 平成31年 3月20日 (水)

午後3時30分

場 所 湧別町文化センターさざ波

1階中会議室

湧別町教育委員会

1	招集告知の日	平成31年 3月 5日		
2	招集の期日	平成31年 3月20日		
3	会 期	平成31年 3月20日から 平成31年 3月20日まで		
4	招集委員	5 名		
5	出席委員	5 名		
6	欠席委員氏名			
7 会 議 の 結 果	結 果	原 案 可 決	修 正 可 決	否 決
	提案件数			
	9 件	9 件	0 件	0 件
	計			
	9 件	9 件	0 件	0 件

議案番号	件名
承認第1号	平成31年教育委員会第2回定例会会議録の承認について
議案第1号	湧別町教育委員会行政組織規則等の一部を改正する規則の制定について
議案第2号	湧別町私立幼稚園就園奨励補助金交付要綱等を廃止する要綱の制定について
議案第3号	修学旅行の引率業務等に従事する湧別町立学校職員の勤務時間の割り振り等に関する要領の一部を改正する要領の制定について
議案第4号	学校における働き方改革「湧別町アクション・プラン」(案)について
議案第5号	湧別町の部活動の在り方に関する方針(案)について
議案第6号	湧別町学校医等の任命について
議案第7号	湧別町教育アドバイザーの任命について
議案第8号	校長・教頭の任免の内申について

承認第1号

平成31年教育委員会第2回定例会会議録の承認について

記

署名委員 喜多友美氏より報告

平成31年3月20日提出

湧別町教育委員会教育長 阿部 勉

議案第 1 号

湧別町教育委員会行政組織規則等の一部を改正する規則の制定について

湧別町教育委員会行政組織規則（平成 21 年教育委員会規則第 4 号）等の一部を改正する規則を次のように制定する。

記

別紙のとおり

平成 31 年 3 月 20 日提出

湧別町教育委員会教育長 阿 部 勉

提案理由

平成 31 年 4 月 1 日からの機構変更に伴うグループ制の導入によるグループ名の制定及び事務分掌等必要事項について、改正するものである。

湧別町教育委員会行政組織規則等の一部を改正する規則

第1条 湧別町教育委員会行政組織規則（平成21年教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(課及びグループの設置)</p> <p>第7条 教育委員会事務局に次の課及びグループを置く。</p> <p>(1) 教育総務課 <u>教育管理グループ</u> <u>学校教育グループ</u></p> <p>(2) 社会教育課 <u>社会教育グループ</u></p> <p>2 教育総務課に給食センターを置く。</p> <p>3 社会教育課に次の施設を置く。</p> <p>(1) 図書館</p> <p>(2) ふるさと館JRY</p> <p>(役職の設置及び職務)</p> <p>第8条 <u>課に課長、グループにグループリーダー</u>を置く。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、特に必要と認めるときは、<u>課に参事、課長補佐、主幹、主査及び主任</u>を置くことができる。</p> <p>3 略</p> <p>4及び5 略</p> <p>6 略</p> <p>7 <u>グループリーダーの職務等必要な事項は、湧別町グループ制の運用に関する規程（平成31年訓令第 号）の例による。</u></p> <p>8 <u>主査は、上司の命を受けてその所管事務を処理し、その事務に従事する職</u></p>	<p>(課及び係の設置)</p> <p>第7条 教育委員会事務局に次の課及び係を置く。</p> <p>(1) 教育総務課 <u>総務係</u> <u>学校教育係</u> <u>教育推進係</u> <u>高校対策係</u></p> <p>(2) 社会教育課 <u>社会教育係</u> <u>スポーツ振興係</u> <u>文化振興係</u></p> <p>2 教育総務課に給食センター及び<u>学校給食係</u>を置く。</p> <p>3 社会教育課に次の施設及び係を置く。</p> <p>(1) 図書館 <u>管理係</u> <u>奉仕係</u></p> <p>(2) ふるさと館JRY <u>管理係</u> <u>学芸係</u></p> <p>(役職の設置及び職務)</p> <p>第8条 <u>課、センター及び係に長</u>を置く。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、特に必要と認めるときは、<u>館に館長、課に参事、課長補佐及び主幹、係に主査及び主任</u>を置くことができる。</p> <p>3 略</p> <p>4 <u>館長は、上司の命を受けて図書館又はふるさと館JRYの事務を処理し職員を指揮監督する。</u></p> <p>5及び6 略</p> <p>7 <u>所長は、上司の命を受け給食センターに関する事務を処理し、その事務に従事する職員を指揮監督する。</u></p> <p>8 略</p> <p>9 <u>係長及び主査は、上司の命を受けてその所管事務を処理し、その事務に従</u></p>

改正後	改正前
<p>員を指揮する。 <u>9</u>及び<u>10</u> 略 (教育総務課の事務)</p> <p>第9条 教育総務課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(16) 略</p> <p>(<u>17</u>)～(<u>25</u>) 略</p> <p>(<u>26</u>)～(<u>38</u>) 略</p> <p>(<u>39</u>)～(<u>41</u>) 略</p> <p>(<u>42</u>)及び(<u>43</u>) 略</p> <p>(<u>44</u>) <u>その他総務、教育行政一般、学校教育、教育推進及び高校対策に関すること。</u> (社会教育課の事務)</p>	<p>事する職員を指揮する。 <u>10</u>及び<u>11</u> 略 (教育総務課総務係の事務)</p> <p>第9条 教育総務課<u>総務係</u>の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(16) 略</p> <p>(<u>17</u>) <u>私立幼稚園に関すること。</u></p> <p>(<u>18</u>)～(<u>26</u>) 略</p> <p>(<u>27</u>) <u>その他総務及び教育行政一般に関すること。</u> (教育総務課<u>学校教育係</u>の事務)</p> <p>第10条 教育総務課<u>学校教育係</u>の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(<u>1</u>)～(<u>13</u>) 略</p> <p>(<u>14</u>) <u>その学校教育に関すること。</u> (教育総務課<u>教育推進係</u>の事務)</p> <p>第11条 教育総務課<u>教育推進係</u>の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(<u>1</u>)～(<u>3</u>) 略</p> <p>(<u>4</u>) <u>その教育推進に関すること。</u> (教育総務課<u>高校対策係</u>の事務)</p> <p>第11条の2 <u>教育総務課高校対策係の分掌事務は、次のとおりとする。</u></p> <p>(<u>1</u>)及び(<u>2</u>) 略</p> <p>(<u>3</u>) <u>その他高校対策に関すること。</u> (社会教育課<u>社会教育係</u>の事務)</p>

改正後	改正前
<p><u>第10条</u> 社会教育課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p><u>(8)～(11)</u> 略</p> <p><u>(12)～(16)</u> 略</p> <p><u>(17)</u> <u>その他社会教育、スポーツ、芸術及び文化活動に関すること。</u> (給食センターの事務)</p> <p><u>第11条</u> 給食センターの分掌事務は、別に定める。 (図書館の事務)</p> <p><u>第12条</u> 図書館の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6)～(10)</u> 略</p> <p><u>(11)</u> <u>その他図書館に関すること。</u> (ふるさと館JRYの事務)</p>	<p><u>第12条</u> 社会教育課<u>社会教育係</u>の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p><u>(8)</u> <u>その他社会教育に関すること。</u> (社会教育課スポーツ振興係の事務)</p> <p><u>第13条</u> 社会教育課スポーツ振興係の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p><u>(1)～(4)</u> 略</p> <p><u>(5)</u> <u>その他スポーツに関すること。</u> (社会教育課文化振興係の事務)</p> <p><u>第14条</u> 社会教育課文化振興係の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p><u>(1)～(5)</u> 略</p> <p><u>(6)</u> <u>その他芸術及び文化活動の普及に関すること。</u> (給食センター学校給食係の事務)</p> <p><u>第15条</u> 給食センター学校給食係の分掌事務は、別に定める。 (図書館管理係の事務)</p> <p><u>第16条</u> 図書館管理係の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6)</u> <u>その他図書館に関すること。</u> (図書館奉仕係の事務)</p> <p><u>第17条</u> 図書館奉仕係の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p><u>(1)～(5)</u> 略</p> <p>(ふるさと館JRY管理係の事務)</p>

改正後	改正前
<p>第13条 ふるさと館JRYの分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6)～(13) 略</p> <p>(14) <u>その他ふるさと館JRY及び郷土史の保存伝承に関すること。</u></p> <p>(職員の職名)</p> <p>第14条 教育委員会事務局職員の職名は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 主査</p> <p>(4)～(10) 略</p> <p>第15条～第17条 略</p> <p>第2条 湧別町学校給食センター条例施行規則（平成21年教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。</p>	<p>第18条 ふるさと館JRY管理係の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) <u>その他ふるさと館JRYに関すること。</u></p> <p>(ふるさと館JRY学芸係の事務)</p> <p>第19条 ふるさと館JRY学芸係の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) <u>その他郷土史の保存伝承に関すること。</u></p> <p>(職員の職名)</p> <p>第20条 教育委員会事務局職員の職名は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>係長及び主査</u></p> <p>(4)～(10) 略</p> <p>第21条～第23条 略</p>
<p>(業務)</p> <p>第2条 <u>給食センターの事務分掌は次のとおりとする。ただし、事務の一部を他の業者に委託することができる。</u></p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(職員)</p> <p>第3条 <u>給食センターに所長、主査、主事及び栄養士及び栄養教諭（以下「栄養士等」という。）を置くことができる。</u></p>	<p>(業務)</p> <p>第2条 <u>給食センターに学校給食係を置き、事務分掌は次のとおりとする。ただし、事務の一部を他の業者に委託することができる。</u></p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(職員)</p> <p>第3条 <u>給食センターに所長、係長、主事及び栄養士及び栄養教諭（以下「栄養士等」という。）を置くことができる。</u></p>

改正後	改正前
(職務) 第4条 略 2 主査及び主事は、上司の命を受けて、事務に従事する。 3 略	(職務) 第4条 略 2 係長及び主事は、上司の命を受けて、事務に従事する。 3 略

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

議案第 2 号

湧別町私立幼稚園就園奨励補助金交付要綱等を廃止する要綱の制定について

湧別町私立幼稚園就園奨励補助金交付要綱（平成 2 1 年教育委員会告示第 3 号）等を
廃止する。

記

別紙のとおり

平成 3 1 年 3 月 2 0 日提出

湧別町教育委員会教育長 阿 部 勉

提案理由

私立幼稚園の所管を教育委員会から町長部局へ変更するため、本要綱等を廃止する
ものである。

湧別町私立幼稚園就園奨励補助金交付要綱等を廃止する要綱

次に掲げる要綱は、廃止する。

- (1) 湧別町私立幼稚園就園奨励補助金交付要綱（平成 21 年教育委員会告示第 3 号）
- (2) 湧別町私立幼稚園運営費補助金交付要綱（平成 25 年教育委員会告示第 6 号）
- (3) 湧別町私立幼稚園施設整備費補助金交付要綱（平成 26 年教育委員会告示第 12 号）

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

議案第3号

修学旅行の引率業務等に従事する湧別町立学校職員の勤務時間の割り振り等に関する要領の一部を改正する要領の制定について

修学旅行の引率業務等に従事する湧別町立学校職員の勤務時間の割り振り等に関する要領（平成22年教育委員会訓令第1号）の一部を改正する要領を次のように制定する。

記

別紙のとおり

平成31年3月20日提出

湧別町教育委員会教育長 阿部 勉

提案理由

修学旅行の引率業務等に従事する道立学校職員の勤務時間の割り振り等に関する要領の一部改正が行われたことから、これに準じ本要領を改正するものである。

修学旅行の引率業務等に従事する湧別町立学校職員の勤務時間の割り振り等に関する要領の一部を改正する要領

修学旅行の引率業務等に従事する湧別町立学校職員の勤務時間の割り振り等に関する要領（平成22年教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 「事前準備業務」とは、前2号又は第12号に規定する業務の実施日2週間前において、当該行事の実施に係る児童又は生徒が行う練習や準備の指導、監督業務のほか、会場設営等の準備などの業務で、かつ、あらかじめ予定して行う業務をいう。</p> <p>(5)～(10) 略</p> <p>(11) 「<u>児童又は生徒の引率業務</u>」とは、<u>自校の教育活動として、児童生徒を引率する業務のうち、本要領における「修学旅行の引率業務」及び「現場実習の引率業務」を除く業務をいう。</u></p> <p>(12) 「<u>入学式・卒業式等の業務</u>」とは、<u>文部科学省が公示する学習指導要領に規定する儀式的行事と位置付けて行う行事の実施日に行う業務をいう。</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 「事前準備業務」とは、前2号に規定する業務の実施日2週間前において、当該行事の実施に係る児童又は生徒が行う練習や準備の指導、監督業務のほか、会場設営等の準備などの業務で、かつ、あらかじめ予定して行う業務をいう。</p> <p>(5)～(10) 略</p>

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

議案第4号

学校における働き方改革「湧別町アクション・プラン」(案)について

学校における働き方改革「湧別町アクション・プラン」(案)を次のとおり策定する。

記

別紙のとおり

平成31年3月20日提出

湧別町教育委員会教育長 阿部 勉

提案理由

町立学校における働き方改革を推進するため、本計画(案)を策定するものである。

議案第5号

湧別町の部活動の在り方に関する方針（案）について

湧別町の部活動の在り方に関する方針（案）を次のとおり策定する。

記

別紙のとおり

平成31年3月20日提出

湧別町教育委員会教育長 阿部 勉

提案理由

生徒のバランスのとれた学校生活や、教師の部活動指導における負担を軽減し、働き方改革を推進するため、本方針（案）を策定するものである。

議案第6号

湧別町学校医等の任命について

湧別町学校医等の設置に関する条例（平成21年条例第88号）第3条の規定に基づき、次の者を学校医等に任命する。

記

別紙のとおり

平成31年3月20日提出

湧別町教育委員会教育長 阿部 勉

提案理由

平成31年3月31日で、学校医等の任期が満了となるため、後任者を任命しようとするものである。

平成 3 1 年度湧別町学校医等名簿

区 分	氏 名	担 当 学 校
学 校 医	澁 谷 努	中湧別小学校、湧別小学校、芭露学園
	和 田 武 志	上湧別小学校、開盛小学校、富美小学校 上湧別中学校、湧別中学校
学 校 歯 科 医	竹 林 秀 人	上湧別小学校、上湧別中学校
	佐々木 正 知	中湧別小学校、開盛小学校、富美小学校
	西 川 輝 雄	湧別小学校、湧別中学校、芭露学園
学 校 薬 剤 師	酒 井 卓 子	上湧別小学校、中湧別小学校、開盛小学校 富美小学校、上湧別中学校
	澁 谷 頼 子	湧別小学校、湧別中学校、芭露学園

任 期 自 平成 3 1 年 4 月 1 日

至 平成 3 2 年 3 月 3 1 日

議案第7号

湧別町教育アドバイザーの任命について

湧別町教育アドバイザー設置条例（平成21年条例第93号）第4条の規定に基づき、次の者を教育アドバイザーに任命する。

記

住 所	氏 名	生年月日	任 期	備考
湧別町錦町	三室美智子	昭和29年10月31日	自 平成31年 4月 1日 至 平成32年 3月31日	
北見市川東	高岸 泉美	昭和32年10月31日	自 平成31年 4月 1日 至 平成32年 3月31日	

平成31年3月20日提出

湧別町教育委員会教育長 阿 部 勉

提案理由

教育アドバイザーの任期満了による後任者を任命しようとするものである。

議案第7説明資料

履 歴 書

現 住 所 湧別町錦町126番地の26
氏 名 三室 美智子
生 年 月 日 昭和29年10月31日生 (64歳)

履 歴 事 項

学 歴	昭和45年 3月 滝上町立滝上中学校卒業
	昭和48年 3月 北海道立滝上高等学校卒業
	昭和50年 3月 北海道女子短期大学工芸美術科卒業
	昭和63年 2月 玉川大学文学部・通信教育部修了
職 歴	昭和50年 4月～昭和52年 3月 紋別市立沼の上小学校 教諭
	昭和52年 4月～昭和54年 3月 滝上町立濁川小学校 教諭
	昭和54年 4月～平成元年 3月 湧別町立芭露小学校 教諭
	平成元年 4月～平成12年 9月 遠軽町立南小学校 教諭
	平成12年 10月～平成16年 3月 遠軽町立安国小学校 教頭
	平成16年 4月～平成19年 3月 遠軽町立瀬戸瀬小学校 校長
	平成19年 4月～平成22年 3月 小清水町立旭野小学校 校長
	平成22年 4月～平成25年 3月 紋別市立渚滑小学校 校長
	平成25年 4月～平成27年 3月 遠軽町立生田原小学校 校長
	平成27年 4月～ 現 在 湧別町教育アトバイザー

履 歴 書

現住所 北見市川東56番地53
 氏名 高岸 泉 美
 生年月日 昭和32年10月31日生 (61歳)

履 歴 事 項

学 歴	昭和51年 3月	北海道網走南ヶ丘高等学校卒業
	昭和55年 3月	北海道教育大学教育学部釧路分校卒業
職 歴	昭和55年 4月～昭和59年 3月	西興部村立西興部中学校 教諭
	昭和59年 4月～平成11年 3月	北見市立東陵中学校 教諭
	平成11年 4月～平成14年 3月	佐呂間町立若佐中学校 教諭
	平成14年 4月～平成16年 3月	斜里町立ウトロロ中学校 教頭
	平成16年 4月～平成19年 3月	佐呂間町立佐呂間中学校 教頭
	平成19年 4月～平成23年 3月	紋別市立紋別中学校 教頭
	平成23年 4月～平成25年 3月	北見市立相内中学校 教頭
	平成25年 4月～平成26年 3月	置戸町立置戸中学校 教頭
	平成26年 4月～平成27年 3月	津別町立活汲中学校 校長
	平成27年 4月～平成30年 3月	津別町立活汲小学校 校長
	平成30年 4月～ 現 在	網走市立第四中学校 校長
		湧別町教育アードバイザー

議案第8号

校長・教頭の任免の内申について

小・中・義務教育学校長及び教頭の任免について、次のとおり内申する。

記

- 1 任免内申書 別紙のとおり
- 2 発令年月日 平成31年4月1日

平成31年3月20日提出

湧別町教育委員会教育長 阿部 勉

提案理由

校長及び教頭の人事異動を行うため、内申しようとするものである。

校長・教頭任免内申書

職名	学校名	転出者		転入者			
		新任校	氏名	備考	現任校	氏名	備考
校長	湧別町立開盛小学校		金子徳子 かね かね たく ちゆう じゆう ちゆう じゆう じゆう じゆう	定年退職	北見市立常呂小学校	山口幸一 やま ぐち こう いち	採用
教頭	湧別町立上湧別小学校	北見市立西小学校	菅原浩人 すが わら ひろ ひと		幌加内町立幌加内小学校	玉造至 たま つくり いたる	
教頭	湧別町立富美小学校	北見市立留辺蘂小学校	早川大介 はや がわ だい すけ		遠軽町立安国小学校	岸本光生 きし もと みつ お	昇任
教頭	湧別町立上湧別中学校	北見市立相内中学校	浦田俊哉 うら た とし や	校長採用	美幌町立東陽小学校	幸松寛 こう まつ ひろし	
教頭	湧別町立湧別中学校	小清水町立小清水中学校	馬場浩哉 ば ば ひろ や		旭川市立広陵中学校	河村知泰 かわ むら とも やす	昇任
教頭	湧別町立芭露学園	雄武町立沢木小学校	中野有佳 なか の ゆ か		網走市立南小学校	西胤敬 にし つぐ たかし	昇任